

## 用語の解説

### アドプトプログラム

住民等が、公園・道路等の公共施設の一部の区域、空間を責任を持って保守管理等を行う制度。

### NPO (Non Profit Organization)

社会的な使命を達成することを目的にした民間の非営利型組織（利益は団体の活動目的を達成するための費用に充てられる）。

一般に、政府・自治体や企業では扱いにくいニーズに対応するための活動や社会的な問題を解決するための活動を行う組織や団体をさす。

### OD 調査

自動車起終点調査。登録自動車のうちからサンプルを抽出し、ある 1 日の自動車の動き（出発地、目的地、運行目的、積載品目、運行時刻など）を調査・集計分析し、自動車の地域間流動等を把握する。

### 可住地

居住可能な条件を備えた土地。水面や公共施設用地などを除いたエリア。

### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて個別に処理する浄化槽。

### 環境負荷

人の生活や都市活動により環境に加えられる影響のこと。大気汚染や水質汚濁、生態系の破壊などの原因となる自動車や工場からのガスの排出、家庭や工場からの排水、開発などによる自然の改変など、環境保全上支障の原因となる恐れのあるもの。

### 協働

パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より良いものを創り上げていく具体的な「行為や行動」のこと。

### 高齢化率

全年齢人口に対する、満 65 歳以上人口の割合。

### スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

### スマートインターチェンジ

高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等に設置される、ETC 専用のインターチェンジ。

### （小城市）総合計画

地方自治法に基づき、市町村が議会の議決を経て定める、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想。小城市では、平成 19 年 3 月に策定されている。

### DID(Densely Inhabited District)

人口集中地区。人口密度が 40 人 / ha 以上の地区（国勢調査区）が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。

### 都市機能

居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能など都市を支える諸機能。

### 都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域について、都道府県知

事が指定する。

#### 都市計画道路

都市計画法に基づく都市施設として定められる道路。

#### 都市公園

地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。

#### トリップ

人がある目的を持ってある地点からある地点へと移動すること。

#### 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要と認められ、一定の要件をみたすものについて、都道府県知事が指定する地域。

#### 農用地区域

農業振興地域整備計画の農用地利用計画により定める、概ね 10 年先を見越して農用地として保全していく区域。( 農業振興地域 )

#### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語として登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

#### まちづくり協議会

住民自らが計画を立案・提案し、また地元と行政との橋渡しを行うまちづくり協議組織。

#### ユニバーサルデザイン

道具や空間をデザインするにあたって、障害者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインを考えること。

#### 4 R

リデュース (Reduce:削減)、リフューズ (Refuse:抑制)、リユース (Reuse:再利用)、リサイクル (Recycle:再資源) のことで、廃棄物をできるだけ出さない社会に向けた運動。

#### ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。